

いわき市選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書きの規定に基づき、令和8年9月8日から同年10月25日までの期間は、選挙人名簿登録の移替えを行わない。

令和8年9月2日

いわき市選挙管理委員会  
委員長 飯間香保子